

指定居宅サービス事業所
指定介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護老人福祉施設
指定介護老人保健施設
指定介護療養型医療施設

} 管理者 様

京都府健康福祉部介護・地域福祉課長
(公 印 省 略)

平成30年度介護保険サービス事業者等に係る集団指導について

京都府では、介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき下記のとおり集団指導を実施しますので、いずれかの開催日に必ず出席してください。

昨年度と同様、集団指導資料冊子の配布は行いませんので、今後ワムネット京都府センターで御案内する資料を印刷の上、当日御持参いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は事業所番号ごとに送付しておりますので、担当者の方は同一事業所番号の各事業所の責任者に遺漏なく本通知の内容を御連絡ください。

記

1 開催日時及び会場

日 時	会 場
平成30年6月11日(月)13:00～16:30	ガレリアかめおか大広間（亀岡市余部町宝久保1-1）
6月13日(水)13:00～16:30	宮津会館（宮津市字鶴賀2164）
6月15日(金)13:00～16:30	文化パーク城陽プラムホール（城陽市寺田今堀1番地）

※いずれの日も内容は同じです。

2 内 容

- (1) 制度改正について
- (2) 京都府における介護保険事業者等指導・監査方針
- (3) 事業運営上の重点事項等
- (4) 請求事務に係る留意事項等
- (5) 関連団体からの説明等
- (6) その他各関係課・団体からの周知事項

3 お問い合わせ先

京都府健康福祉部介護・地域福祉課 法人・事業者指導担当
TEL 075-414-4672 FAX 075-414-4572

4 参加対象者

各事業所から、事業所管理者の方1名が出席してください。

<留意事項>

- ※ やむを得ない事情により管理者の出席が困難な場合は、管理者に準ずる責任のある方が代理出席してください。
- ※ 各事業所（サービス種別）ごとの出席者は1名としてください。（複数の出席申込は御遠慮願います。）
居宅サービス事業所等が同種の介護予防事業所の指定を併せて受けている場合でも、同種サービスの事業所からは1名の出席としてください。

<例> 同一敷地内で次のサービスを行っている場合

・介護老人福祉施設	1名	} この例では 4名の 出席
・短期入所生活介護事業	} 1名	
・介護予防短期入所生活介護事業		
・居宅介護支援事業所	1名	
・通所介護事業	} 1名	
・介護予防通所介護事業		

- ※ 複数の事業所の管理者を兼務されている場合は、次のいずれの方法でも可能です。
(ア) 1人の方が兼務事業所全てを代表して出席（1人だけで出席）
(イ) 1人の方が兼務事業所のうち1事業所の管理者として出席し、他の兼務事業所は代理の方が出席（事業所数と同じ人数が出席）
(ウ) 1人の方が兼務事業所のうち一部を代表して出席し、残りの兼務事業所は代理の方が出席
- ※ 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス事業者及び介護予防支援事業者は、本府が実施する集団指導の出席対象とはなっておりませんので、注意してください。
- ※ なお、居宅介護支援事業所については、市町村に指導監督権限がありますが、今年度は権限移譲から間もない為、特例としてご来場いただけます。（出席は任意です）

5 欠席の場合の取扱い

- ・ 集団指導に欠席された事業者等につきましては、後日個別の指導を予定しております。
- ・ 開催時刻に30分以上遅刻された場合、欠席扱いとなりますので、あらかじめ御了解願います。

6 集団指導資料について

- ・ 昨年度と同様、冊子としての集団指導資料は配布いたしません。
- ・ 当日の資料は、「ワムネット京都府センター」に6月5日を目途に掲載することとしておりますので、該当資料を印刷の上、当日御持参いただきますようお願いいたします。